

# (仮称) 遠野風力発電事業環境影響評価方法書の意見

## 1 全体的事項について

(1) 今後の環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の進めるにあたっては、より事業内容を具体化して、環境影響評価を適切に実施すること。

(2) 対象事業実施区域の周辺には、住居等が存在しているため、事業の実施にあたっては、周辺住民の理解が不可欠であるが、住民説明会における対応などにより、事業者への不信感が高まり、地元区長会が事業者へ公開説明会の開催などの要望書を提出する事態となっている。

このため、今後の事業の実施にあたっては、これまで以上に、周辺住民に対して、事業による環境への影響を積極的かつ分かりやすく説明するとともに、意見や要望に対しては、十分な説明や誠意をもって対応するなど、誠実に理解の醸成を図ること。

(3) 事業の実施にあたっては、住居等の分布状況や住民意見、地形、地質、風況並びに対象事業実施区域周辺における風力発電事業など多面的・複合的な視点から風力発電機の規模や配置等を検討し、周辺環境への影響を回避すること。また、その検討結果を準備書へ具体的に記載すること。

なお、周辺環境への影響を回避できない場合には、事業計画の抜本的な見直しを検討すること。

(4) 環境影響評価の実施にあたっては、専門家の助言を得ながら、最新の科学的知見や評価手法を採用し、定量的に予測及び評価を行うとともに、準備書への記載にあたっては、平易な表現や図等を用いるなど、理解しやすい内容とすること。

なお、環境影響評価の過程において、評価項目及び手法の選定等に新たな事情が生じた場合は、適時適切に評価項目等の見直しを実施すること。

(5) 土木工事等（造成・基礎・据付工事等）で使用する建設機械や、資材の運搬等に使用する車両等の仕様及び数量は、環境影響を予測及び評価する上で重要な事項であることから、当該事項を準備書へ具体的に記載するとともに、「大気質」、「騒音」、「振動」の予測及び評価へ適切に反映すること。

(6) 準備書の住民説明会の開催にあたっては、住民が幅広く参加できるような開催日時や場所等を設定するとともに、その周知にあたっては、複数の方法（地区の回覧版の活用等）により実施すること。

- (7) 現地調査等は、周辺住民の十分な理解のもとに実施するものとし、苦情等が申し立てられた際には、申立人及び関係機関の指導等に対して誠意を持って対応すること。
- また、施設稼働後に苦情等が申し立てられた場合の環境保全措置を検討し、その検討結果を準備書へ具体的に記載すること。
- (8) 対象事業実施区域の周辺では、他の風力発電事業が計画されていることから、他の風力発電事業に係る資材搬入や工事関係車両の通行、並びに施設稼働等により影響を受けると予想される地域や期間を明らかにすること。
- また、影響を受けると予想される地域を調査地点として選定し、他の風力発電事業による影響も含めて予測及び評価すること。
- なお、他の風力発電事業による影響がない場合であっても、その根拠を準備書へ記載すること。
- (9) 環境影響評価図書については、縦覧期間の終了後においても、インターネットによる縦覧を可能にするなど、事業の周知徹底を図るほか、市民の利便性向上に努めること。
- (10) 落雷や強風等による風力発電機の破損事故が発生していることから、その安全対策や事故が発生した場合の復旧方法、並びに風力発電機の耐用年数経過後における対応について準備書へ具体的に記載すること。
- (11) 環境影響評価に用いる既存の各種資料は、調査結果を評価する上で重要な指標となることから、その収集整理にあたっては、内容を十分に精査し、評価に疑念が生じないようにすること。
- (12) 対象事業実施区域は、大雨や地震などで土砂災害による被害が発生するおそれのある場所（土石流危険箇所）であり、また、対象事業実施区域の周辺には、湯ノ岳断層も存在することから、樹木の伐採や土地の改変は最小限に留めるとともに、風力発電機の設置等にあたっては、十分な地盤調査等により地層の状況を確認し、工事に伴う土砂災害が生じないようにすること。
- なお、工事に伴う土砂災害が生じた場合の対応方法を検討し、その検討結果を準備書へ具体的に記載すること。

## 2 個別的事項について

### 【大気質】

建設工事や資材の輸送等に伴い発生する「窒素酸化物」及び「粉じん」については、生活環境へ与える影響が大きいことから、風向・風速等の気象条件や地形等の地域特性を考慮して調査地点を設定するとともに、予測地点を広範囲に設定すること。

## 【騒音及び低周波音】

(1) 風力発電機の稼働に伴う「騒音」及び「低周波音」については、実際に設置する風力発電機の位置や向き、並びに風向・風速等の気象条件や地形等の地域特性を十分に考慮して調査地点を設定するとともに、最新の科学的知見や海外の知見等を踏まえた上で、予測及び評価すること。

また、対象事業実施区域の周辺には、住居等が存在し、「騒音」及び「低周波音」による影響が懸念されることから、風力発電機の配置にあたっては、住居等と十分な離隔距離を確保すること。

(2) 施設の稼働時における「低周波音」については、最新の科学的知見を踏まえても不確実性が大きいことから、既存の風力発電事業において、「低周波音」に係る苦情が申し立てられている事例を調査した上で、適切な環境保全措置を検討し、その結果を準備書へ具体的に記載すること。

## 【水環境】

(1) 水環境については、環境影響評価に係る調査のほか、水利用調査を実施することとしているが、当該調査については、事前に周辺住民等へ丁寧な説明を行い、十分な理解を得た上で実施すること。

(2) 風力発電機の基礎工事には、コンクリートが使用されることから、工事実施時には、「水の濁り」に加え、「pH（水素イオン濃度指数）」についても調査し、予測及び評価すること。

(3) 対象事業実施区域及びその周辺は、いわき市水道水源保護条例により「水道水源保護地域」に指定されていることから、土地の改変や風力発電機の設置工事等に伴う水環境への影響を明らかにした上で、適切な環境保全措置を検討し、その結果を準備書へ具体的に記載すること。

(4) 対象事業実施区域は、複数の土砂災害警戒区域等に近接しているほか、比較的雨量の多い地域でもあり、平成20年8月末豪雨には、近接する古殿町大辻山（オオツベヤマ）で時間雨量73mmを記録し、対象事業実施区域内の遠野町入遠野字久保目地内において、大規模な土砂災害が発生していることから、沈砂池等の設計にあたっては、過去の雨量データの最大値を用いるなど、安全面に十分配慮すること。

なお、当該沈砂池の維持管理の方法について準備書へ具体的に記載すること。

## 【動植物・生態系】

(1) 動植物及び生態系については、その行動圏や分布域等を踏まえ、調査範囲、調査地点、

調査期間、調査時期及び調査方法等を適切に設定すること。

また、対象事業実施区域及びその周辺では、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種に指定されているクマタカの生息や繁殖が確認されていることから、その調査にあたっては、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」に基づいて、国や県及び専門家等の指導及び助言を仰いだ上で、綿密かつ広範囲に実施すること。

(2) バードストライク（コウモリ類を含む。）については、対象事業実施区域及びその周辺における生息・飛翔状況等や他の風力発電事業における調査結果、並びに過去の衝突事例や国の検討状況等、最新の知見に基づき、衝突リスクを解析・評価するとともに、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討し、その結果を準備書へ具体的に記載すること。

(3) 対象事業実施区域及びその周辺には、重要な鳥類が生息・繁殖している可能性があることから、その行動範囲や生息状況及び繁殖・営巣状況について調査し、予測及び評価すること。

(4) 土地の改変に伴い、表土の移動や改変箇所の裸地化等により侵略的な外来植物種の生育域が拡大し、周囲の植生等に影響を及ぼすおそれがあることから、土地改変区域及びその周辺における外来植物種の生育状況を把握するとともに、その生育域が拡大しないような施工方法を検討すること。

なお、伐採跡地の植栽にあたっては、周辺の生態系に影響を与えないよう現生植物を用いること。

## 【廃棄物】

(1) 廃棄物等に係る調査、予測及び評価が的確に行えるよう、工事内容を踏まえた調査及び予測を実施し、廃棄物発生量の低減及び再生利用に努めること。

また、耐用年数経過後における発電設備の撤去に係る廃棄物発生量についても予測及び評価すること。

(2) 対象事業実施区域内の造成工事における切土の部分、及び切土高及び盛土高を準備書において具体的に記載し、切土量及び盛土量をそれぞれ算出すること。

また、発生土を工事現場で一時的に保管する場合は、適切な環境保全措置を検討し、その結果を準備書へ具体的に記載すること。

(3) 対象事業実施区域内の造成工事における発生土のみならず、対象事業実施区域周辺の道路拡幅工事の発生土についても予測するほか、発生土については、原則、現場での処理とすること。

### 【景観・人と自然の触れ合いの活動の場】

(1) 景観に係る調査地点及び予測地点は、風力発電機の可視領域を踏まえ、より広範囲に設定すること。また、景観への影響については、フォトモンタージュ法などの視覚的に比較し易い手法を用いて適切に調査、予測及び評価すること。

なお、景観に係る予測及び評価に基づき、風力発電機の配置見直しを含めた環境保全措置を検討し、その結果を準備書へ具体的に記載すること。

(2) 風力発電機の配置に際しては、鶴石山や往生山の登山道に影響を与えないよう配慮するとともに、地元の登山愛好家や山岳会等からも広く意見を聴取のうえ、今後の事業計画に反映させること。

(3) 対象事業実施区域には、鶴石山、往生山等の登山道及び頂上付近など、優れた眺望点が多く存在することから、風力発電機の配置に際しては、眺望を阻害することのないよう配慮すること。

なお、風力発電機などの設置にあたっては、自然に溶け込ませることとし、周辺住民に圧迫感や威圧感を与えないようにすること。

### 【風力発電機の影及び電波障害】

(1) 風力発電機は、その影が住宅や農地等へ影響のないよう配置するとともに、住宅又は農地等へ支障を及ぼすおそれがある場合は、適切な環境保全措置を講じること。

(2) 山稜上において風力発電機が設置される場合、電波障害の発生が懸念されることから、事前に対象事業実施区域の電波状況を把握した上で、電波障害が生じないよう風力発電機を配置すること。

### 【放射線の量】

対象事業実施区域には、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故で放出された放射性物質が沈着している恐れがあることから、風力発電機等の設置工事にあたっては、一般環境中に放射性物質が飛散することのないよう配慮すること。

### 【その他】

(1) 対象事業実施区域は、都市計画区域外であり、中山間地域の自然や農業・農村環境を保全し、緑に抱えられた魅力ある地域づくりを促進していく区域である。また、市総合土地利用基本計画において、事業実施想定区域は「生活森林区域」、「森林保全・育成区域」及び「農山村生活区域」と位置付けられており、自然保全のため開発を適正に規制・誘導し、森林の育成に努め、豊かな自然に囲まれた農山村集落の生活環境及び農産

物の生産地を守るため、地域の実情に応じた土地利用を図る区域とされていることから、風力発電機の配置や工事計画を検討する際にあたっては十分配慮すること。

- (2) 一定規模以上（高さ 13m 超又は建築面積 1,000 m<sup>2</sup> 超）の建築物や工作物等の新築又は（面積 3,000 m<sup>2</sup> 超又は高さ 5m かつ長さ 10m 超の）土地の区画形質の変更（埋め立て又は干拓を含む）を行なう場合は、「いわき市の景観を守り育て創造する条例」により、大規模行為の届出が必要となることから、市都市計画課と協議すること。

また、同行為のうち、特に規模が大きいもの（建築物については高さ 31m 超又は延べ面積 15,000 m<sup>2</sup>、工作物については高さ 31m 超）については、景観への影響が顕著であると予測されるため、大規模行為の届出の前に事前協議書の提出が必要となることから、市都市計画課と協議すること。

さらに、一定規模（10,000 m<sup>2</sup>）以上の敷地での風力発電機に付属する管理施設及び変電設備を設置する施設である建築物については、市都市計画課と協議すること。

加えて、都市計画区域外において 10,000 m<sup>2</sup> 以上の土地の取引を行った場合は、国土利用計画法に基づく届出が必要となることから、市都市計画課と協議すること。

- (3) 対象事業実施区域には、国有林と民有林が含まれることから、風力発電施設等を国有林へ設置する場合には、磐城森林管理署と協議すること。また、民有林に設置する場合には、森林法に基づく伐採届等の手続や国の造林補助事業等の有無について、市林務課と協議すること。

なお、民有林内の林道は、林業施業者の利用を想定して整備されており、大型車両は進入できないため注意すること。

- (4) 工事中に土器などの遺物を発見した場合には、速やかに文化振興課に連絡し、協議すること。

- (5) 風力発電機の輸送等による道路の破損・汚損等に留意するとともに、輸送において一般の通行等に支障が生じる場合には、通行止めの通知を行うなど適正に対応すること。